

令和元年度

～チャレンジいばらき補助金～

茨木市提案公募型
公益活動支援事業補助制度募集要領

（自由テーマ型事業）

ー7月募集分ー



茨木市 市民文化部 市民協働推進課

1 目的等

茨木市内では、様々な市民活動団体が、それぞれの目的に向かって、活発な公益活動を展開されています。このような公益活動に対し、行政から補助金を交付することによって、共に課題解決を図る協働体制を構築し、市民等が主体となった地域社会づくりを促進していこうとするものです。

2 募集テーマ

この「自由テーマ型」は、市民等の自由な発想による自主的・自発的に行う公益活動に対して、補助金を交付することにより、公益活動の活性化と市民活動団体を支援し、様々な地域課題の解決と市民等と行政との協働体制を構築することを目的としているものです。

なお、この自由テーマ型の他に、市がテーマを設定した「テーマ設定型」も同時に募集しています。募集要領は、それぞれのテーマごとに作成しておりますので、市民協働推進課ホームページを参照してください。

3 申請の要件等

対象団体

- ① 主たる活動拠点を市内に有し、構成員の数が5人以上の団体
- ② 政治又は宗教的活動を目的としない団体
- ③ 暴力団でないこと、暴力団及び暴力団員の統制下でないこと
- ④ 定款、規約、会則等による運営がなされている団体

※同一年度内における補助は、1 団体につき 1 テーマかつ 1 事業に限ります。

対象事業

- ① 主に茨木市に在住・在勤・在学の者を対象とし、市内で実施する事業
- ② 地域の活性化又は社会及び地域の課題解決が図られる事業
- ③ 国、地方公共団体から補助金等の交付を受けていない事業
- ④ 令和元年（2019年）10月1日から令和2年（2020年）3月31日までに実施・完了する事業
- ⑤ 当該団体の会員等のみを対象とした事業でないこと

※同一事業についての補助は、3回を限度とします。

4 補助金額、補助率

※自主的・自律的な事業を行う体制を目指していただくために、平成30年度申請分より補助率の変更を行っています。

	補助率	補助金上限額
初年度 (1回目)	5分の4	200,000円
2年目 (2回目)	5分の3	150,000円
3年目 (3回目)	5分の2	100,000円

※平成30年度に1回目の申請を行う事業から上記の補助率を適用します。

平成29年度までに1回目の交付決定を受けている団体については、同一事業の2回目、3回目については、従来の補助率（5分の4、上限額200,000円）を適用します。

※上限額または補助対象経費の合計額から、事業の実施に伴い発生する収入を減じた額、補助対象経費に補助率を乗じた額のうちのいずれか少ない額となります。（千円未満切捨て）

5 審査方法、予算総額

	申請金額が5万円を超える 事業	申請金額5万円以下の 事業
審査方法	書類・プレゼンテーション審査（※）	
予算総額	38万3千円	

※申請金額が5万円以下のものについては、原則、市民協働推進課での書類審査のみとしますが、予算総額を超える応募があった場合は、茨木市提案公募型公益活動支援事業評価委員会での書類・プレゼンテーション審査を経て、補助金交付事業を決定します。

※評価委員会での審査の結果、選考基準点（満点の6割）に満たない場合は、不採択となります。配点の詳細は「7 評価基準と採点」をご覧ください。

※上位のものから順に予算の範囲内で採択しますので、下位の事業については、選考基準点を満たしていても不採択または一部減額して採択となる場合があります。

※予算の範囲内で最下位の事業が複数ある場合は、申請金額に応じて按分した金額を交付決定額とします。

※実際に交付する補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定金額を上限として確定します。

※交付決定後、止むを得ない事情により事業計画や申請金額を大幅に変更する場合や、事業を中止する場合は、「変更・中止承認申請書」を提出し、別途承認を受ける必要があります。その際は、事前に市民協働推進課と協議してください。

※事業が終了した後は、原則1か月以内に「実績報告書」の提出が必要です。

※令和2年2月に事業報告会を実施いたします。その時点で事業が完了していない場合は、進捗状況報告書をご提出いただき、進捗状況や事業実施の見通しについてご報告していただきます。なお、その場合でも事業終了後に改めて「実績報告書」の提出が必要です。

6 対象となる経費

科 目	内 容
人件費	スタッフアルバイト料など、事業実施に直接必要な賃金
報償費	講師、専門的立場の方、出演者への謝礼など
旅費交通費	講師、専門的立場の方、出演者の旅費・宿泊費、スタッフの交通費など
消耗品費	材料（料理教室等の原材料含む）、事務用品その他の消耗品にかかる経費（単価が1万円未満のもの）
備品費	事業実施に必要な不可欠なもの（1回目の申請時のみ 補助対象経費の2分の1以内）
印刷製本費	チラシ、冊子、資料などの印刷や製本にかかる経費（補助対象経費の2分の1以内）
光熱水費	事業実施に直接必要な光熱水費
通信運搬費	郵便、宅配、電話料金等にかかる経費
広告料	事業の広告宣伝などにかかる経費
手数料	振込手数料、クリーニングなどにかかる経費
保険料	スタッフボランティア保険、行事保険などにかかる経費
委託料	ごみ処理委託、会場設営委託などにかかる経費
使用料	会場借上、機器レンタルなどにかかる経費
その他	その他事業実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの

※予算書の科目名は、上記表の科目名と対応させ、分かりやすく記載して下さい。

※ただし、次のような経費は対象外経費となります。

交際費（例：出演者への報償費以外の贈答品費、接待費など）
慶弔費（例：ケガをしたスタッフへの見舞金など）
食糧費（例：打合せ・打ち上げ等に係る飲食費、スタッフのまかないなど）
団体事務所の家賃等、団体の経常的な活動に要する経費
販売を目的とする物品に係る経費
他の事業との共通する経費
領収書等により団体の支払いが確認できないもの
その他社会通念上公費を支出することが適切でないものなど

7 選考方法

①書類審査

- ・市民文化部 市民協働推進課において、書類の不備などのチェック、当該応募事業が制度やテーマの趣旨に合致したものであるかの確認を行います。
- ・申請金額5万円以下の事業については、予算総額を超える応募があった場合は、市民、学識経験者、NPO関係者、地域活動関係者で構成する茨木市提案公募型公益活動支援事業評価委員会で申請事業を評価し、その意見をもとに、市が補助金交付事業を決定いたします。

②プレゼンテーション審査

- ・市民、学識経験者、NPO関係者、地域活動関係者で構成する茨木市提案公募型公益活動支援事業評価委員会に対し、応募団体がプレゼンテーションを実施していただき、評価委員会が内容を評価し、その意見をもとに、市が選考事業を決定いたします。

審査の流れ	配分	内 容
プレゼンテーション	5分	団体概要や申請事業概要について、評価委員に説明します。 ※口頭での説明を想定していますが、事前にご相談いただければ、スクリーンの使用も可能です。
質疑応答	5分	申請内容について、評価委員から質問をします。
関連課からの意見	2分	申請内容に関連のある課から、事業についての意見を述べます。

8 評価基準と配点

項目	配点	内 容
①公益性	20	・地域の課題解決に取り組むものか ・広く多くの市民を対象としたものか ・採算性等により民間では実施されないものか ・多くの市民や市の考え方と一致するか
②継続性	10	・持続的に発展する可能性があるか ・他への波及が期待できるものか
③実行性	10	・スケジュールや予算の積算は妥当なものか ・成果をあげられる体制があるか
④先駆性	10	・今までにない新たな課題へ向けてのものか ・誰も取り組んでいないものか
⑤自立性	10	・提案団体が主体的に取り組むものであるか ・将来は他からの支援に頼らず自立が期待できるか

9 募集・事業実施のスケジュール

募集期間	令和元年7月1日（月）～7月31日（水）
評価委員会での プレゼンテーション（公開）	令和元年8月23日（金）及び8月29日（木） ※日時の詳細は、事務局にて決定し募集締切り後に文書で申請者宛に通知します。当日不参加となる場合は辞退とみなします。 また、プレゼンテーションの予定時刻を過ぎて来られる団体は減点の対象とします。
選考結果通知	令和元年（2019年）9月下旬（文書で通知します）
事業開始	令和元年（2019年）10月1日～

10 公開について

申請いただいた内容及び選考結果、評価委員会の会議録は、採択・不採択に関わらず、個人情報に係る部分を除いて、原則、市のホームページ等で公開いたします。

11 申請書の提出

- 提出場所

茨木市役所 本館2階 市民文化部 市民協働推進課（平日の8：45～17：15）
※可能な限り、ご持参ください。

- 提出期限

令和元年7月31日（水）17時15分

12 提出書類

○茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付申請書（様式1）

○添付書類 ①団体概要調書

②事業計画書

③収支予算書（申請事業分）

④団体の定款、規約、会則等の写し

⑤前年度の活動実績がある団体にあつては、その決算書（団体全体のもの）

⑥団体の活動が分かる書類（総会資料・パンフレット・ちらし等）

⑦評価項目自己採点表（※申請金額5万円以下の場合のみ）

＊申請書、添付書類①②③⑦については、所定の様式で提出してください。市ホームページ市民協働推進課のページからダウンロードしてください。片面印刷をお願いします。

＊添付書類④⑤⑥については、団体の任意の様式でかまいませんが、可能な限り、A4サイズでの提出をお願いします。

＊本制度の説明会は実施いたしません。事業の企画、応募にあたっては、事前にご相談をお受けいたしますので、電話連絡のうえ、ご来庁ください。

13 相談・問い合わせ

茨木市 市民文化部 市民協働推進課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話：072-620-1604 FAX：072-620-1715

メールアドレス shiminkyoudou@city.ibaraki.lg.jp